

感染症対策の指針

株式会社カームネスライフ

ここからグループ

目次

| | |
|----------------------------------|---|
| 第1条（感染症対策に関する基本方針） | 1 |
| 第2条（注意すべき主な感染症） | 1 |
| 第3条（感染症発生時の対応に関する基本方針） | 1 |
| 第4条（感染症予防委員会の設置） | 2 |
| 第5条（職員研修に関する基本方針） | 2 |
| 第6条（入居者（利用者）に対する当該指針の閲覧に関する基本方針） | 2 |

感染症対策のための指針

(感染症対策に関する基本方針)

第1条 株式会社カームネスライフが運営する施設は、感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等が、集団で生活する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。

2 感染者を完全になくすことは大変難しいことではあるが、施設内に感染源を持ち込ませないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。

3 このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

(注意すべき主な感染症)

第2条 高齢者介護施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

(1) 入居者（利用者）及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等がある。

(2) 健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症
高齢者介護施設では、集団感染の可能性のある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症がある。

(3) 血液、体液を介して感染する感染症

基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等がある。

(感染症発生時の対応に関する基本方針)

第3条 感染症が発生した場合、当施設は、入居者（利用者）の生命や身体に重大な影響が生じないように、入居者（利用者）の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることにより最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行う。

(1) 発生状況の把握

(2) 感染拡大の防止

(3) 医療措置

(4) 行政への報告

(5) 医療機関との連携

(感染症予防委員会の設置)

第4条 当施設内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、入居者（利用者）及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染症予防委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、館長、管理者、介護職員、計画作成担当者等で構成する。必要に応じ、主治医に対して参画を要請する。

3 委員会は、**おおむね6ヶ月に1回以上**開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

4 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 施設内感染対策の立案
- (2) 指針・マニュアル等の整備・更新
- (3) 入居者（利用者）及び職員の健康状態の把握
- (4) 感染症発生時の措置（対応・報告）
- (5) 施設内感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
- (6) 研修・教育計画の策定及び実施
- (7) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

(職員研修に関する基本方針)

第5条 当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及び蔓延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を感染症予防委員会の企画により、次のとおり実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年**2回（2回以上）**実施する。

(3) 訓練（シミュレーション）

施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年**2回（2回以上）**実施する。

(入居者（利用者）に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 この「感染症対策のための指針」は、入居者（利用者）及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも入居者及び家族が閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、2024年4月1日から施行する。